

リハピネス梅森坂運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人桂名会が開設するリハピネス梅森坂（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業予防専門型通所サービス、日進市介護予防・日常生活支援総合事業予防通所介護相当サービス、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（従来型）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業予防専門型通所サービス、日進市介護予防・日常生活支援総合事業予防通所介護相当サービス、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（従来型）の提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター、地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リハピネス梅森坂
- (2) 所在地 名古屋市名東区梅森坂一丁目 2201 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を

行う。

(2) 従業者

ア 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 10名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

ウ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

エ 看護職員 1名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業予防専門型通所サービス、日進市介護予防・日常生活支援総合事業予防通所介護相当サービス、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（従来型）]

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は午前9時25分から午後4時35分までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

[通所介護、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業予防専門型通所サービス、日進市介護予防・日常生活支援総合事業予防通所介護相当サービス、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（従来型）]

(1) 1単位目60名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

[通所介護、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業予防専門型通所サービス、日進市介護予防・日常生活支援総合事業予防通所介護相当サービス、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（従来型）]

(1) 日常生活上の世話

(2) 食事の提供

- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) 相談

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業予防専門型通所サービス、日進市介護予防・日常生活支援総合事業予防通所介護相当サービス、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（従来型）の事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市、日進市、長久手市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所から、片道10キロメートル未満100円。事業所から、片道10キロメートル以上200円を徴収する。

3 通所介護、予防専門型通所サービスの食費(食材料費+調理費)は、715円を徴収する。

4 おむつ代は、平型パット80円、尿取りパット40円、リハビリパンツ(MM)140円、リハビリパンツ(ML)155円、紙オムツ(M)150円、紙オムツ(L)160円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用として、150円を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、名東区、千種区、天白区、日進市、長久手市の区域とする。

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域は、名東区、千種区、天白区とする。

日進市介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域は日進市とする。

長久手市介護予防・生活支援総合事業の実施地域は長久手市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理についての責任者を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等に関する事項)

第14条 原則として身体拘束を行わないものとする。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第17条 事業所は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人桂名会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

この規程は、平成14年5月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成14年8月5日一部改正により施行する。

この規程は、平成15年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成15年8月4日一部改正により施行する。

この規程は、平成16年7月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成17年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成17年6月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成17年10月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成18年5月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成19年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成20年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成21年6月23日一部改正により施行する。
この規程は、平成21年8月22日一部改正により施行する。
この規程は、平成22年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成23年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成24年3月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成24年4月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成25年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成26年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成26年10月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成27年4月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成27年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成27年8月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成27年10月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成28年4月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成28年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成29年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成30年3月1日一部改正により施行する。
この規程は、平成30年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、令和1年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、令和1年10月1日一部改正により施行する。
この規程は、令和2年6月1日一部改正により施行する。
この規程は、令和2年9月1日一部改正により施行する。
この規程は、令和3年1月4日一部改正により施行する。
この規程は、令和3年4月1日一部改正により施行する。
この規定は、令和4年4月1日一部改正により施行する。
この規定は、令和4年6月1日一部改正により施行する。
この規定は、令和5年6月1日一部改正により施行する。
この規定は、令和6年2月1日一部改正により施行する。